

◆◆長寿ふれ愛活動助成金制度について◆◆

◇ 対象団体

河内長野市内で活動するNPO法人、ボランティア団体、自治会等

- ・代表者や会計責任者がいること
- ・定款、規約、会則等の定めがあること
- ・事業計画、事業報告、予算及び決算を示すことができること
- ・初めてこの助成金を受けてから3年以内であること

◇ 対象事業

- ・日常生活に支援を要する高齢者の福祉の向上に寄与する事業
- ・高齢者の健康増進に寄与する事業
- ・高齢者の社会参加の促進に寄与する事業
- ・高齢者の生きがいの高揚に寄与する事業

※たとえば・・・サロンの開催、生活支援事業の運営など

※市の助成金、その他の公的助成を受けている事業は対象になりません。

※会員同士の親睦を図るような事業は対象になりません。

◇ 対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師謝礼、調査及び研究に係る報償等
旅費	交通費、通行料、宿泊費等
需用費	文具などの消耗品費、図書購入費、写真現像代、コピー及び印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	郵便料、通信費、クリーニング代、保険料等
委託料	警備費、催物等会場設営費等
使用料及び賃借料	催物等会場使用料、物品レンタル料
原材料費	材木、土砂の購入費等
備品購入費	機材の購入費等
その他の経費	その他事業の特性から市長が認める経費

※団体の事務所運営に関する経費は対象になりません。

※飲食代は対象になりません。

（サロン等で食事を提供する場合は、実費徴収してください。）

◇ 助成額

事業費の1/2の額（上限7万円）

◇ 申請のながれ

1. 申請

必要書類をいきいき高齢・福祉課まで提出してください。

※補助対象になるかどうか等の相談は事前をお願いします。

※遅くとも12月までに申請してください。12月を超えるとその年度は申請できません。

- ・長寿ふれ愛活動助成金交付申請書（様式第1号）
- ・長寿ふれ愛活動助成金交付申請事業計画書（様式第2号）
- ・定款、規約、会則、名簿など

2. 交付決定

提出書類や事業内容の聞き取りにより審査します。審査の結果、助成金の交付について決定すれば「長寿ふれ愛活動助成金交付決定通知書」を送付します。

3. 助成金の請求（概算払いの場合）

※概算払いが必要ない場合は、事業完了後に請求してください。

- ・長寿ふれ愛活動助成金概算払交付請求書（様式第9号）
- ・口座振替支払依頼書
- ・長寿ふれ愛活動助成金交付決定通知書のコピー

4. 事業実施

事業計画書のとおり事業を実施してください。

変更がある場合は、いきいき高齢・福祉課までご相談ください。

5. 実績報告

事業完了後、必要書類を添えていきいき高齢・福祉課まで報告してください。

- ・長寿ふれ愛活動助成金実績報告書（様式第9号）
- ・事業実施にかかる記録写真、事業チラシ等
- ・領収証等の原本及び写し（原本は確認後返却します）

6. 助成金の額の確定

提出書類や事業実施内容の聞き取りにより審査し、助成額の確定を行います。

確定した内容について、「長寿ふれ愛活動助成金額確通知書」にてお知らせします。

※概算払で請求していない場合は、助成金の請求をしてください。

問合せ

いきいき高齢・福祉課 地域福祉係

電話：53-1111（内線 257）